

# 時間帯別B契約

(選択約款)

令和 7年10月 1日実施

山鹿都市ガス株式会社



## 目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 需要契約の補償料	4
10. 名義の変更	6
11. 契約の変更または解消	6
12. 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過補償料 および消費税等相当額または契約昼間使用量超過補償料の清算	7
13. 契約解消に伴う契約中途解消補償料	7
14. 本支管工事費の清算	7
15. 緊急調整時の措置	8
16. その他	8
付 則	9
別 表	
1. 早収料金の算定方法	10
2. 料金表1（時間帯別B契約第一種）	11

## 1. 目的

この選択約款は、3(9)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要を中心に使用者の負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の届出および変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款になります。

## 3. 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます。(小数点以下切捨て)
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定める使用者の1年間において引取らなければならぬ使用量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、1月分(12月検針日の翌日から1月検針日まで)から3月分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの3か月間をいいます。
- (7) 「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。(小数点以下切捨て)  
$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要月の契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「昼間」とは午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは午後10時から午前7時までをいいます。
- (10) 「契約昼間使用量」とは、最大需要期における1か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。
- (11) 「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。
- (12) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (13) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (14) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この供給約款においては10パーセントといたします。

#### 4. 適用条件

使用者は、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 契約最大使用量が次のとおりであること。

契約最大使用量	6立方メートル以上
---------	-----------

- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍(小数点以下切り捨て)以上であること。

- (3) 契約月平均使用量が次のとおりであること。

契約月平均使用量	600立方メートル以上
----------	-------------

- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。

- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。

- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

#### 5. 契約の締結

- (1) 使用者は、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた時間帯別B契約第一種を当社と契約していただきます。

- (2) 使用者は、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき使用者の過去の実績、同一業種の操業度、および使用設備の内容等を参考にして使用者との協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ①契約最大使用量
- ②契約昼間使用量
- ③契約夜間使用量
- ④契約年間使用量
- ⑤契約年間引取量
- ⑥契約月平均使用量
- ⑦契約月別使用量

- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社と使用者の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

#### 6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスマーティーの読みにより算定いたします。

最大使用量、昼間使用量および夜間使用量は、当社と使用者の協議によってその月における最大使用量、昼間使用量および夜間使用量を算定いたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して40日以内（以下「早取料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早取料金（消費税等相当額を含みます。）を、早取料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早取料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅取料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- なお、早取料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取料金適用期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表1（定額基本料金、流量基本料金単価、昼間基本料金単価、夜間基本料金単価、基準単位料金又は8の規定により調整単価料金を算定した場合は、その調整単価を用います。）を適用して、早取料金または遅取料金を算定いたします。
- (3) 使用者の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。
- なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。
- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
調整単位料金（1立方メートルあたり）  
= 基準単位料金 + 0.128円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
調整単位料金（1立方メートルあたり）  
= 基準単位料金 - 0.128円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

### (備 考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
- ① 基準平均原料価格（トンあたり）  
67,220円
- ② 平均原料価格（トンあたり）  
別表1の(4)に定められた各3ヶ月間における通関統計の数量および価額から算定したトンあたりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トンあたりプロパン平均価格} \times 1.0000$$

(備考) トンあたりプロパン平均価格は、当社本社、営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料（消費税等相当額を含みます。）は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料、契約最大使用量超過補償料および契約年間使用量超過補償料とし、当社は、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)、(2)および(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 最大使用量倍率未達補償料（消費税等相当額を含みます。）

使用者の年間の実績使用量が、契約最大使用量の600倍（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達補償料} = \left( \frac{\text{契約最大使用量の600倍に相当する年間使用量}}{\text{実績年間使用量}} - 1 \right) \times \text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額} \times 3$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給規程に定める一般契約を適用して算定される早取料金総額の103パーセントに相当する額

(小数点以下切捨て) をこえない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達補償料（消費税等相当額を含みます。）

使用者の実績年間負荷率 [（年間の1か月あたり平均実績使用量／最大需要期における最も多い月の実績使用量）×100 をいいます。] が75パーセント（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率不達補償料} = \left( \begin{array}{l} \text{負荷率75} \\ \text{パーセントに相当する年間使用量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{実績年間使用量} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{契約種別のガス給契約に定める別契約量に各用単位料金を乗じての合計額を契約年間使用量で除し、小数第3位を四捨五入した額} \\ \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給規程に定める一般契約を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

(備考)

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要月の実績使用量に0.75を乗じ、その量を12倍した量といたします。

(3) 契約年間引取量未達補償料（消費税等相当額を含みます。）

当社は、使用者の年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left( \begin{array}{l} \text{契約年間引取量} \\ \text{未達補償料} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{実績年間使用量} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じての合計額を契約年間使用量で除し、小数第3位を四捨五入した額} \end{array} \right)$$

(4) 契約最大使用量超過補償料（消費税等相当額を含みます。）

最大需要期において最大の1時間あたりの使用量が契約最大使用量の 105パーセ

ントに相当する量（小数点以下切上げ）をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料といいたします。

$$\text{契約最大使用量超過補償料} = \left( \begin{array}{l} \text{最大の} \\ \text{1時間} \\ \text{あたり} \\ \text{の使用} \\ \text{量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{契 約} \\ \text{最 大} \\ \text{使 用} \\ \text{量} \\ \times 1.05 \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{契約種} \\ \text{別の流} \\ \text{量基} \\ \text{本料} \\ \text{金相} \\ \text{当単位} \\ \times 1.1 \end{array} \right) \times 12$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料といいたします。

#### (5) 契約昼間使用量超過補償料（消費税等相当額を含みます。）

最大需要期のいずれかの月において昼間使用量の実績が契約昼間使用量の 105パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を契約昼間使用量超過補償料といいたします。

$$\text{契約最大使用量超過補償料} = \left( \begin{array}{l} \text{その月} \\ \text{の昼間} \\ \text{使 用} \\ \text{量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{契 約} \\ \text{昼 間} \\ \text{使 用} \\ \text{量} \\ \times 1.05 \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{契約種} \\ \text{別の昼} \\ \text{間基} \\ \text{本料} \\ \text{金相} \\ \text{当単位} \\ \times 1.1 \end{array} \right) \times 12$$

ただし、それ以前に契約昼間使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過補償料といいたします。

### 10. 名義の変更

使用者または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、使用者または当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといします。

### 11. 契約の変更または解消

- (1) 使用者のガス使用計画に変更がある場合、もしくは2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、または使用者に契約違反があった場合（4の適用

条件を満たさなくなった場合及び9の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

## 12. 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過補償料または契約昼間使用量超過補償料の精算

契約期間中において契約の変更または解消が生じた場合であって変更月または解消月以前に契約最大使用量超過補償料または契約昼間使用量超過補償料を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各補償料算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各補償料を算定しなおして精算いたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、11(1)の規定による契約の変更または解消であって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは11(2)の規定による契約の解消であって使用者の契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料または契約昼間使用量超過補償料の精算は行いません。

## 13. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、11(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは11(2)の規定によるものであって使用者の契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left( \begin{array}{l} \text{契約日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{契約種別の} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right)$$

(2) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量、契約昼間使用量または契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left( \begin{array}{l} \text{前契約の} \\ 1か月あたりの基 \\ 本料金 \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{新契約の} \\ 1か月あたりの基 \\ 本料金 \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{解消日の翌月} \\ \text{から前契約終了月までの残} \\ \text{存月数} \end{array} \right)$$

## 14. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

## 15. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1（定額基本料金、流量基本料金単価、昼間基本料金単価、夜間基本料金単価を用います。）の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、9の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \text{ 定額基本料金} = \\ \text{割引額}$$

$$\text{定額基本} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1\text{時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

$$(2) \text{ 流量基本料金} = \\ \text{割引額}$$

$$\text{流量基本} \times \frac{\text{契約最大}}{\text{料金単価}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1\text{時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

$$(3) \text{ 昼間基本料金} = \\ \text{割引額}$$

$$\text{昼間基本} \times \frac{\text{契約昼間}}{\text{料金単価}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1\text{時間あたりの平均調整量}}{\text{契約昼間使用量}}$$

$$(4) \text{ 夜間基本料金} = \\ \text{割引額}$$

$$\text{夜間基本} \times \frac{\text{契約夜間}}{\text{料金単価}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1\text{時間あたりの平均調整量}}{\text{契約夜間使用量}}$$

## 16. その他

他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和 7 年 10 月 1 日から実施いたします。

(別 表)

## 1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、基本料金(甲)と基本料金(乙)の合計といたします。
  - ① 基本料金(甲)は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額とします。
  - ② 基本料金(乙)は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早 収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき 算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早 収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき 算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早 収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき 算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 (小数点以下の端数切捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
  - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

## 2. 料金表1 (時間帯別B契約第一種) (消費税等相当額を含みます。)

### (1) 基本料金 (甲)

#### ① 定額基本料金

1か月につき	33,363.00円
--------	------------

#### ② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	690.80円
------------	---------

### (2) 基本料金 (乙)

#### ① 昼間基本料金単価

1立方メートルにつき	58.25円
------------	--------

#### ② 夜間基本料金単価

1立方メートルにつき	19.29円
------------	--------

### (3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	119.02円
------------	---------

### (4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たり の単位料金といたします。